

令和7年度おおいと和牛流通促進委託業務審査基準

一次審査(審査委員会事務局による審査／書類のみ)

提案競技への参加者が5者以上となった場合、審査委員会を円滑に行うため、審査委員会による審査(以下「二次審査」という。)に先立ち、審査委員会事務局(おおいとブランド推進課)にて書類による一次審査を行い、二次審査への参加者を上位4者に選抜するもの。

※以下の手順で実施

(5者以上の参加の場合のみ、4者以下の場合是一次審査は実施しない)

- (1) 一次審査を実施するか否かは委員長(おおいとブランド推進課長)が判断
- (2) 二次審査の審査基準に準じて事務局(おおいとブランド推進課)にて書類審査を実施
- (3) 上位4者を選抜し委員長による決裁
- (4) 一次審査の結果は二次審査に影響を及ぼさない

二次審査(審査委員会による審査／プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

- (1) 審査基準は下記表のとおりとする
- (2) 各項目5点満点で採点し、項目に応じ加重する(100点満点)
5点:特に優れている、4点:優れている、3点:ふつう(標準)、2点:やや劣っている、
1点:劣っている、0点:仕様書の要求を満たさない
- (3) 採点の結果、委員全員の合計点が満点の6割以上で、かつ、各審査員の最高得点を取った数が最も多い者を委託候補者として選定する。
- (4) 最高得点を取った数が最も多い者が複数であった場合は、その中から審査員全員の総得点が最も高い者を委託候補者とする。総得点と同じであった場合は、各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定する。

評価項目	評価事項	審査点 (ア)	重み (イ)	配点 (ア)×(イ)
(1) 目的及び趣旨との整合性	・目的及び趣旨との整合性がとれた提案がなされているか	5	3	15
(2) 内容の妥当性	・県の事業として妥当な内容であるか ・おおいと和牛のイメージアップに繋がる内容であるか ・仕様書で必須としている事業内容が漏れなく、的確に反映された提案がなされているか	5	4	20
(3) 内容の独創性	・おおいと和牛の流通促進・認知度向上に繋がるための手段が工夫されているか ・提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がみられ、販わいが見込める提案がなされているか ・その他の県産食材との連携が見込める提案がなされているか	5	5	25
(4) 実施方法の妥当性	・実施方法やスケジュール等に具体性があり、実現可能なものとなっているか	5	2	10
(5) 事業効果	・高い効果が見込まれるか、またその見込まれる効果は妥当か	5	3	15
(6) 実施体制の適格性	・業務を実施できる人員が確保されているか ・県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか	5	2	10
(7) 見積価格	・提案内容に対する積算は妥当か	5	1	5
合計(満点)				100